

各位

葛飾区福祉部
介護保険課長 佐藤 智洋

国が定める単価の見直しに伴う葛飾区の総合事業の単価改定等について（通知）

日頃より、葛飾区の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。
介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が一部改定され、本年10月1日から施行されます。

つきましては、葛飾区においても、10月1日より訪問型サービスA及び通所型サービスAの単価等を下記のとおり改定いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、サービスコード表につきましては、東京都国民健康保険団体連合会が8月29日に開催する説明会の後の9月上旬に区ホームページに掲載する予定です。

記

1 訪問型サービスAについて

(1) 介護報酬の見直し（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
訪問型サービスⅠ（生活援助）	223 単位/回	224 単位/回
訪問型サービスⅠ・同一	201 単位/回	202 単位/回
訪問型サービスⅡ	269 単位/回	270 単位/回

(2) 訪問型サービス処遇改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
処遇改善加算Ⅰ 1	160 単位	161 単位

※その他の処遇改善加算については、単価変更はありません。

(3) 訪問型サービス特定処遇改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新 設
特定処遇改善加算Ⅰ 1	74 単位
特定処遇改善加算Ⅰ 2	74 単位
特定処遇改善加算Ⅱ 1	50 単位
特定処遇改善加算Ⅱ 2	50 単位

(4) その他の単価見直し等

① 葛飾区では訪問型サービスの身体介護及び家事援助のサービス費の単価を、要介護者の介護給付費にあわせて設定しているため、今回は単価の見直しを行いません。

② 介護に関する入門的研修修了者(葛飾区生活介護員)は、身体介護が伴う訪問介護は従事できません。

裏面もあります

2 通所型サービスAについて

(1) 介護報酬の見直し（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
通所型サービスⅠ（5時間以上）	378 単位/回	380 単位/回
通所型サービスⅡ（3時間以上5時間未満）	378 単位/回×80%	380 単位/回×80%
通所型サービスⅢ（2時間以上3時間未満）	378 単位/回×70%	380 単位/回×70%

(2) 通所型サービス処遇改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
処遇改善加算Ⅰ 1	97 単位	98 単位

※その他の処遇改善加算については、単価変更はありません。

(3) 通所型サービス特定処遇改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新 設
特定処遇改善加算Ⅰ 1	20 単位
特定処遇改善加算Ⅰ 2	16 単位
特定処遇改善加算Ⅰ 3	14 単位
特定処遇改善加算Ⅱ 1	17 単位
特定処遇改善加算Ⅱ 2	13 単位
特定処遇改善加算Ⅱ 3	12 単位

(4) 通所型サービス定員超過（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
通所型サービスⅠ・定超	265 単位/回	266 単位/回
通所型サービスⅡ・定超	212 単位/回	213 単位/回
通所型サービスⅢ・定超	185 単位/回	186 単位/回

(5) 通所型サービス介護職員が欠員の場合（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
通所型サービスⅠ・人欠	265 単位/回	266 単位/回
通所型サービスⅡ・人欠	212 単位/回	213 単位/回
通所型サービスⅢ・人欠	185 単位/回	186 単位/回

3 介護予防ケアマネジメント費について

(1) 介護予防ケアマネジメント費（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
介護予防ケアマネジメント費	430 単位	431 単位

○問い合わせ先

葛飾区福祉部介護保険課 管理係

（電 話）03-5654-8246（直通）